【施行期日関係】

附則第1条

本則 政令で定める日(27年10月1日予定)

- 1号 公布の日(25年5月31日)
- 2号 政令で定める日(26年1月1日)
- 3号 政令で定める日(26年4月20日)
- 4号 政令で定める日(28年1月1日予定)
- 5号 政令で定める日(29年1月1日予定)
 - ※ 章, 節, 条, 項, 号番号, 見出しの色分けは, それらの中に最も早い施行時期の色分けとしている。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)

最終改正: 平成二六年六月二五日法律第八三号

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 個人番号(第七条—第十六条)

第三章 個人番号カード(第十七条・第十八条)

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等(第十九条・第二十条)

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供(第二十一条—第二十五条)

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価(第二十六条—第二十八条)

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等(第二十九条—第三十五条)

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織(第三十六条—第四十九条)

第二節 業務(第五十条—第五十六条)

第三節 雑則(第五十七条)

第七章 法人番号(第五十八条—第六十一条)

第八章 雑則(第六十二条—第六十六条) 第九章 罰則(第六十七条—第七十七条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)を以個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)を以個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下 「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する 法律(以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等を いう。
- 3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律(第四十五条第四項を除く。)において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項 (以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。)により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置 が講じられたものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをい う。
- 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関 して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

- 12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番 号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。
- 15 この法律において「法人番号」とは、第五十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。 (基本理念)
- **第三条** 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、 行われなければならない。
 - 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
 - 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
 - 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出 を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
 - 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。
- 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政 運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害 対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の 利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

- 3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現する ために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮 しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。
- 4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の青務)

- 第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、個人番号その他の特定 個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号 の利用を促進するための施策を実施するものとする。
- 2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の 理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を 確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を 図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (事業者の努力)
- 第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が 個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 個人番号

(指定及び通知)

第七条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規 定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項 の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者

に対し、当該個人番号を通知カード(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。)により通知しなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。
- 3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。
- 5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(以下「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市 町村長に届け出なければならない。
- 7 通知カードの交付を受けている者は、第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付を受け ようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地 市町村長に返納しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で 定める。

(個人番号とすべき番号の生成)

第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

- 2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で 定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に 該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。
 - 一 他のいずれの個人番号(前条第二項の従前の個人番号を含む。)とも異なること。
 - 二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。
 - **三** 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
- 3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長 に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

(利用範囲)

- 第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
- 3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十五項、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事

務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を 利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用すること ができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(再委託)

- 第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は 一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、そ の全部又は一部の再委託をすることができる。
- 2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

(委託先の監督)

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用 事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必 要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人番号利用事務実施者等の責務)

- 第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、 本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

- 2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第六十七条において同じ。)の提供を求めることができる。(提供の求めの制限)
- 第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。)に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を 受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載 された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受ける こと又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置 をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの交付等)

- 第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。
- 2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初 の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しな ければならない。
- 3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

- 4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を 住所地市町村長に届け出なければならない。
- 6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。
- 7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他 政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納し なければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

- 第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例(第二号の場合にあっては、政令)で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。
 - 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
 - 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの 当該事務

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

- 第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
 - 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはそ の代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報 を提供するとき(第十号に規定する場合を除く。)。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定 個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に 伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- **九** 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

- 十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- 十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- **十三** 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- **十四** その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。 (収集等の制限)
- 第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(情報提供ネットワークシステム)

- 第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。
- 2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

- 一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な 特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。
- 二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があったと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

- 第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合に おいて、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政 令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

- 第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の 求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者 の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。
 - ー 情報照会者及び情報提供者の名称
 - **二** 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
 - 三 特定個人情報の項目
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。
 - 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定 する不開示情報に該当すると認めるとき。
 - 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個 人情報に該当すると認めるとき。
 - 三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条 に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

- 四 第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条 に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、 前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期 間保存しなければならない。

(秘密の管理)

(秘密保持義務)

第二十四条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者 又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用しては ならない。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

- 第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(次項及び次条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。
- 2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員 であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委

員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- ー 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機 処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、 更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。)その他これに伴う政令で定める措置を いう。)の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。
- 4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。
- 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。
- 6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十 九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提 供を同号の規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に 記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号ま で及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用につ いては、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同 表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられ	読み替えられ	読み替える字句
る行政機関個	る字句	
人情報保護		
法の規定		
第八条第一	法令に基づく	利用目的
項	場合を除き、	
	利用目的	
	自ら利用し、又	自ら利用してはならない
	は提供しては	
	ならない	
第八条第二	自ら利用し、又	自ら利用する
項	は提供する	
第八条第二	本人の同意が	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、
項第一号	あるとき、又は	本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
	本人に提供す	
	るとき	
第十条第一	総務大臣	特定個人情報保護委員会
項及び第三		

項		
第十二条第	未成年者又は	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による
二項	成年被後見人	代理人(以下「代理人」と総称する。)
	の法定代理人	
第十三条第	法定代理人	代理人
二項、第二十		
八条第二項		
及び第三十		
七条第二項		
第十四条第	未成年者又は	代理人
一号、第二十	成年被後見人	
七条第二項	の法定代理人	
及び第三十		
六条第二項		
第二十六条	配慮しなけれ	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済
第二項	ばならない	的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところ
		により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六条	又は第八条第	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
第一項第一	一項及び第二	る法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十九条第一項の規定に
号		
	項の規定に違	より読み替えて適用する第八条第一項及び第二項(第一号に係る部
	項の規定に違 反して利用さ	より読み替えて適用する第八条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の
	反して利用さ	分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の
	反して利用さ	分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の 規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二
	反して利用さ	分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の 規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二 十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二
第三十六条	反して利用さ	分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の 規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二 十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二 条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている
第三十六条	反して利用されているとき	分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の 規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二 十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二 条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている とき
第三十六条	反して利用されているとき 第八条第一項	分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の 規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二 十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二 条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている とき 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録 されたものを除く。)に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号

まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の 適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられ	読み替えられ	読み替える字句
る独立行政法		
人等個人情		
報保護法の		
規定		
第九条第一	法令に基づく	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
項	場合を除き	る法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第四項の規定に基づ
		く場合を除き
	自ら利用し、又	自ら利用してはならない
	は提供しては	
	ならない	
第九条第二	自ら利用し、又	自ら利用する
項	は提供する	
第九条第二	本人の同意が	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、
項第一号	あるとき、又は	本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
	本人に提供す	
	るとき	
第十二条第	未成年者又は	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による
二項	成年被後見人	代理人(以下「代理人」と総称する。)
	の法定代理人	
第十三条第	法定代理人	代理人
二項、第二十		
八条第二項		
及び第三十		
七条第二項		
第十四条第	未成年者又は	代理人
一号、第二十	成年被後見人	
七条第二項	の法定代理人	

及び第三十		
六条第二項		
第二十六条	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他
第二項		特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識
		別するための番号の利用等に関する法律第二十九条第一項の規定
		により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二
		項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができ
		ठ
第三十六条	又は第九条第	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
第一項第一	一項及び第二	る法律第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第
号	項の規定に違	一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用
	反して利用さ	されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保
	れているとき	管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された
		特定個人情報ファイル(同法第二条第九項に規定する特定個人情報
		ファイルをいう。)に記録されているとき
第三十六条	第九条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
第一項第二	及び第二項	る法律第十九条
号		

3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる	読み替えられる字	読み替える字句
個人情報保護法	句	
の規定		
第十六条第一項	あらかじめ本人の	前条
	同意を得ないで、	
	前条	
第十六条第二項	あらかじめ本人の	承継前

	同意を得ないで、	
	承継前	
第十六条第三項	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
第一号		等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第四
		項の規定に基づく場合
第十六条第三項	本人	本人の同意があり、又は本人
第二号		
第二十七条第二	第二十三条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
項		等に関する法律第十九条

(情報提供等の記録についての特例)

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に 記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第 九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定 は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に 掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と する。

読み替えら	読み替えら	読み替える字句
れる行政機	れる字句	
関個人情報		
保護法の規		
定		
第八条第一	法令に基づ	利用目的
項	く場合を除	
	き、利用目	
	的	
	自ら利用	自ら利用してはならない
	し、又は提	
	供してはな	
	らない	

第十条第一	総務大臣	特定個人情報保護委員会
項及び第三		
項		
第十二条第	+成任孝▽	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代
二項		理人(以下「代理人」と総称する。)
	見人の法定	
	代理人	
第十三条第	法定代理人	代理人
二項及び第		
二十八条第		
二項		
第十四条第	未成年者又	(A-131)
		10年入
	は成年被後	
二十七条第	見人の法定	
二項	代理人	
第二十六条	配慮しなけ	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困
第二項	ればならな	難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、
	L)	当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
	人情報の提	用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第七号に規
	供先	定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二十三条第
		一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関
		の長以外のものに限る。)

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられ	読み替えられ	読み替える字句
る行政機関個	る字句	

人情報保護法		
の規定		
第八条第一項	法令に基づく	利用目的
	場合を除き、	
	利用目的	
	自ら利用し、	自ら利用してはならない
	又は提供して	1 5 1 m 5 cls. 6 5 6 6
	はならない	
第十条第一項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
及び第三項	秘伤人足	付た個人情報体護安良云
第十二条第二	未成年者又は	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任によ
項	成年被後見人	る代理人(以下「代理人」と総称する。)
	の法定代理人	
第十三条第二	法定代理人	代理人
項及び第二十		
八条第二項		
第十四条第一	未成年者又は	代理人
号及び第二十	成年被後見人	
七条第二項	の法定代理人	
第二十六条第	配慮しなけれ	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済
二項	ばならない	的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところ
		により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番
	情報の提供先	号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十三
		条第三項に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定
		する情報照会者及び情報提供者
第三十五条		当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十三条第三項に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定

3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる

独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えら	読み替え	読み替える字句
れる独立行	られる字	
政法人等個	句	
人情報保護		
法の規定		
第九条第一	法令に基	利用目的
項	づく場合を	13/13/143
	除き、利用	
	目的	
	自ら利用	自ら利用してはならない
	し、又は提	
	供してはな	
	らない	
第十二条第	未成年者	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理
二項	又は成年	人(以下「代理人」と総称する。)
	被後見人	
	の法定代	
	理人	
第十三条第	法定代理	代理人
二項及び第	人	
二十八条第		
二項		
第十四条第	未成年者	代理人
	スは成年	
	被後見人	
二項	の法定代	
一 次	理人	
第二十六条	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の
第二項		理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するため

		の番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第三十条
		第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十
		六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することが
		できる
第三十五条	当該保有	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
	個人情報	等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者
	の提供先	(当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記
		録された者であって、当該独立行政法人等以外のものに限る。)

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えら	読み替えられる字句	読み替える字句
れる独立行		
政法人等個		
人情報保護		
法の規定		
第九条第一	法令に基づく場合を	利用目的
項	除き、利用目的	
	自ら利用し、又は提供	自ら利用してはならない
	してはならない	
第十二条第	未成年者又は成年被	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任
二項	後見人の法定代理人	による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第十三条第	法定代理人	代理人
二項及び第		
二十八条第		
二項		

		11. mm 1
第十四条第	未成年者又は成年被	代理人
一号及び第	後見人の法定代理人	
二十七条第		
二項		
第二十三条	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第一項		
第二十六条	開示請求をする者	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別
第一項	は、独立行政法人等	するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及
	の定めるところによ	び第二項に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開
	り、手数料を納めなけ	示の実施に関し、手数料を徴収することができる
	ればならない	
第三十五条	当該保有個人情報の	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための
	提供先	番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報
		照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二十三条第一
		項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該
		開示請求を受けた者以外のものに限る。)

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 個人番号取扱事業者(個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。)は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に

基づく場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

- 第三十三条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 第三十四条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 第三十五条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り 扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。
 - 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道(不特定かつ多数の者に対し客観的事実を 事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号に おいて同じ。)を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に 供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
- 2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保する ために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織

(設置)

- 第三十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三十七条 委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、 その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その 他の措置を講ずることを任務とする。

(所掌事務)

- 第三十八条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんに 関すること。
 - 二 特定個人情報保護評価に関すること。
 - 三 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。
 - 四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
 - 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた 事務

(職権行使の独立性)

第三十九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

- 第四十条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。
- 2 委員のうち三人は、非常勤とする。
- 3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣 が任命する。
- 4 委員長及び委員には、個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

- 第四十一条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き 続きその職務を行うものとする。

- 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散 のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわ らず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。 この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員 長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

- 第四十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意 に反して罷免されることがない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - **二** この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
 - 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上 の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第四十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員 長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第四十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第四十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第四十二条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一 致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代 理する者は、委員長とみなす。

(事務局)

第四十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

- 第四十七条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治 運動をしてはならない。
- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の 職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。 (秘密保持義務)
- 第四十八条 委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第四十九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二節 業務

(指導及び助言)

- 第五十条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。(勧告及び命令)
- 第五十一条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行 為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必

要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

- 第五十二条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の 関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職 員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、 特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (適用除外)
- 第五十三条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。 (措置の要求)
- 第五十四条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率 化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。
- 2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、 その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第五十五条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報 の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

(国会に対する報告)

第五十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告すると ともに、その概要を公表しなければならない。

第三節 雑則

(規則の制定)

第五十七条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは 政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第七章 法人番号

(通知等)

- 第五十八条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)であって、所得税法第二百三十条、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百四十八条、第百四十九条若しくは第百五十条又は消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。
- 2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、 その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税 庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。
- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき(この項の規定による 届出に係る事項に変更があった場合を含む。)は、政令で定めるところにより、当該変更があった事 項を国税庁長官に届け出なければならない。
- 4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

(情報の提供の求め)

- 第五十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等(以下この章において「行政機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものをいう。第六十一条において同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。
- 2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。
 (資料の提供)

- 第六十条 国税庁長官は、第五十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。)その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第六十一条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雑則

(指定都市の特例)

- 第六十二条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において単に「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。
- 2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第六十三条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第六十四条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、 当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を 当該行政機関の職員に委任することができる。

(主務省令)

- 第六十五条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。 (政令への委任)
- 第六十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に 関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

- 第六十七条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第六十八条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正 な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金 に処し、又はこれを併科する。
- 第六十九条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しく は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。
- 第七十一条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方 独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目 的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集し たときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第七十二条 第四十八条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第七十三条 第五十一条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は 五十万円以下の罰金に処する。
- 第七十四条 第五十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第七十五条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第七十六条 第六十七条から第七十二条【第67条, 68条, 69条, 70条, 71条, 72条】までの規定は、 日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第七十七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十七条、第六十八条、第七十条又は第七十三条から第七十五条まで【67条,68条,70条,73条,74条,75条<通知カード,個人番号カード〉】の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟 行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関 する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条 の規定 公布の日
 - 二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条(第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。)並びに附則第四条の規定 平成二十 六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
 - 三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第 三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)、第三十一条、第六章第二節(第五十四条を除

- く。)、第七十三条、第七十四条及び第七十七条(第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)から第三項まで、第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)、第六十三条(第十七条第一項及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る。)並びに第七十七条(第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る。)がびに別表第一の規定公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 行政機関の長等は、この法律(前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条 において同じ。)の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

- 第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。) において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準 用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号 として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。
- 2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であって施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

- 3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行の日 以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住 民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規 定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、 当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。
- 4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。
- 5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は 従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項 が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイ ルを含む。)を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併 科する。
- 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を 図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科する。
- 7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。(委員会に関する経過措置)
- 第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日(以下この条において「経過日」という。)の前日までの間における第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十条第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

(政令への委任)

- 第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号 の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並

びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるように することその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づい て、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する 国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事 務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも のとする。
- 3 政府は、委員会の行う特定個人情報(前項の規定により講ずる措置その他の措置により委員会が特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務をつかさどることとされた場合にあっては、委員会の所掌事務に係る個人情報)の取扱いに関する監視又は監督について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム(総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、 民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は 行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信 回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するた めの措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとすることについて検討を加え、その結果に基づ いて所要の措置を講ずるものとする。

- 一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続(前項に規定するものを除く。)
- 二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。
- 三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。
- 7 政府は、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、 国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。
- 8 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する 観点から、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方 公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協 力を行うものとする。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二四年一一月二六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税 法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の 施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十二条 施行日が整備法の施行の日前である場合には、前条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四」とあるのは「九十五の項を九十六の項とし、九十四」とあるのは「九十五の項を九十六の項とし、九十四」とあるのは「九十四厚生労働大臣」と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六」とあるのは「百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五」と、「百十七厚生労働大臣」とあるのは「百十六厚生労働大臣」とし、整備法第六十五条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「同表中」とあるのは「同表中九十六の項を九十七の項とし、」と、番号利用法別表第二の改正規定中「同表中」とあるのは「同表中百十八の項を百十九の項とし、」と、番号利用法別表第二の改正規定中「同表中」とあるのは「同表中百十八の項を百十九の項とし、」とする。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。

第二条(災害対策基本法目次の改正規定(「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)」を「第 三款 被災者の運送(第八十六条の十四)

第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十五)」に、「第八十六条の十五—第八十六条の十七」を「第八十六条の十六一第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える部分に限る。)、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。)、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一条(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十七条第三項の改正規定に限る。)、第十三条(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。)、第十五条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規定に限る。)及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第二十条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成二十五年法律第二十七号)の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいず れか遅い日

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第 五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに 附則第百三十九条、第百四十三条、第百四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日

- 二 第三条中国民年金法第百八条第一項の改正規定、同法第百八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百九条の四第一項ただし書の改正規定、同項第三十号の次に一号を加える改正規定、同法附則第五条第十三項の改正規定及び同法附則第九条の四の二を同法附則第九条の四の七とし、同法附則第九条の四の次に五条を加える改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第九十七条から第百条まで及び第百五十二条の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 附則第百四十七条及び第百四十八条の規定 公布の日又は行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 二十五年法律第二十八号)附則第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
- 第百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の効力)
- 第百五十二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第八十七条の規定は、改正後国民年金法の規定を改正する法律としての効力を有しないものと 解してはならない。

(その他の経過措置の政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

第百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月四日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定 公布の日

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日
 - ロ 第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条第六項の改正規定、同法第 十条の六第一項の改正規定(「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限 る。)、同法第十三条第一項の改正規定(「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月 三十一日」に改める部分を除く。)、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定、同法第 三十七条の十四の改正規定(同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分(「第十五項」を 「第二十五項」に改める部分を除く。)、同条第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に「。 以下この条において同じ」を加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び 同条第十二項に係る部分を除く。)、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の二の二 第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の 十四第二十五項」に改める部分に限る。)、同条第三項の改正規定(「第三十七条の十四第十 五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項ま で」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。)及び同法第 四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条、第五十三条第六項、第 五十六条、第六十一条(第四項を除く。)、第六十三条及び第百六十二条(行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第 九条第三項の改正規定(「第十五項」を「第二十五項」に改める部分に限る。)に限る。)の規定 ハ 第十二条の規定(同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の 提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。)並びに附則第百三十七条第二項及び第百六 十二条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条

(罰則の適用に関する経過措置)

る。)に限る。)の規定

第三項の改正規定(「第四条第一項」の下に「若しくは第四条の三第一項」を加える部分に限

第百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七条(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六十五条の改正規定に限る。)、第八条、第十二条及び第十三条の規定公布の日

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次 条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第 二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七 十一条及び第七十二条の規定 公布の日
 - 三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法 の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五 項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第 三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六 十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、 第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の 四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条 の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法 第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十 七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正 規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七 条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二 条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法 第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、 同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正 規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、

第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

- 第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い 必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 (第九条関係)